

かめ漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、かめ漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された船舶の総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、下表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は下表のとおりとする。

漁業を営む者の資格	操業区域
東京都小笠原村に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都小笠原村にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原村の区域にある者であること。	小笠原近海漁場（小笠原村地先海面をいう。）

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。